

旭ス第353号
令和3年1月14日

学校施設スポーツ開放事業利用者の皆様

観光スポーツ交流部
施設・合宿担当課長

学校施設スポーツ開放事業における施設利用の再開について（依頼）

日頃から市政の推進に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校施設スポーツ開放事業につきまして、令和3年1月17日まで休止としているところですが、本市教育委員会と協議した結果、学校施設スポーツ開放事業を令和3年1月18日から再開することと致しました。

再開に当たりましては、当事業利用団体において集団感染（クラスター）が発生した事例があること、また利用施設が教育活動の場である学校を利用していること等を踏まえ、「学校施設スポーツ開放事業感染拡大予防ガイドライン」を作成しましたので、内容について必ず御確認いただき、遵守いただきますようお願いいたします。

不明な点がございましたら、スポーツ課または各学校開放主事補に御連絡ください。

1 学校施設スポーツ開放事業再開日

令和3年1月18日（月）

2 配布文書

（1）学校施設スポーツ開放事業感染拡大予防ガイドライン

（利用同意書の内容が変更になっています。再開時以降の利用には、新様式をお使いください。）

※開放校の主事が感染リスクを回避できないと判断した場合は、当該校における学校施設スポーツ開放事業を一時中止させていただきますことを御了承いただきますようお願いいたします。

（担当）

観光スポーツ交流部スポーツ課

山田，大淵

電話：23-1944